

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

管理 No.	K108
--------	------

所管部署：都市整備部 開発指導課  
 （審査係 / 内線：3392）

根拠区分	法律 条例	
許認可等の名称	開発許可を受けた土地における予定建築物以外の建築許可	
処分権者	奈良市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	都市計画法  (昭和43年 法律第100号)
	根拠規定条項	第42条第1項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	都市計画法  (昭和43年 法律第100号)
	基準規定条項	第34条第1項 第42条
	審査基準	第34条 前条の規定(開発許可の基準)にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為については、当該申請に係る開発行為及びその申請の手続が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。
標準処理期間 (経由機関の日数)	受付日より約15日間	
本票の作成日	平成29年2月15日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成19年11月30日改正（法律第46号）	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
<p>審査基準等 補足</p>	<p>(開発許可を受けた土地における建築等の制限)</p> <p>第42条 何人も、開発許可を受けた開発区域内においては、第36条第3項の公告(開発行為完了の公告)があった後は、当該開発許可に係る予定建築物等以外の建築物又は特定工作物を新築し、又は新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して当該開発許可に係る予定の建築物以外の建築物としてはならない。ただし、都道府県知事が当該開発区域における利便の増進上若しくは開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認めて許可したとき、又は建築物及び第1種特定工作物で建築基準法第88条(工作物への準用)第2項の政令で指定する工作物に該当するものにあつては、当該開発区域内の土地について用途地域等が定められているときは、この限りでない。</p> <p>2 国が行う行為については、当該国の機関と都道府県知事との協議が成立することをもって、前項ただし書の規定による許可があつたものとみなす。</p>